

静岡県告示第291号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年4月1日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大仁停車場線	伊豆の国市大仁字中宿475番の2から 伊豆の国市大仁字中宿468番の5まで	令和4年4月1日